

- 〔問 7〕 厚生労働省労働基準局長通知（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号。以下「認定基準」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- なお、本問において「対象疾病」とは、「認定基準で対象とする疾病」のことである。
- A 認定基準においては、次のいずれの要件も満たす場合に、業務上の疾病として取り扱うこととしている。
- ① 対象疾病を発病していること。
- ② 対象疾病の発病前おおむね 6 か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- ③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。
- B 認定基準における対象疾病の発病に至る原因の考え方は、環境由来の心理的負荷(ストレス)と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレス－脆弱性理論」に依拠している。
- C 認定基準においては、「業務による強い心理的負荷」について、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるとしている。
- D 認定基準においては、例えば対象疾病の発病直前の 3 週間におおむね 120 時間以上の時間外労働を行っていたときには、手待時間が多いなど労働密度が特に低い場合を除き、心理的負荷の総合評価を「強」と判断するとしている。
- E 認定基準においては、労災保険法第 12 条の 2 の 2 が労働者が故意に死亡したときは、政府は保険給付を行わないと規定していることから、業務により精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、業務起因性は認められないとしている。

第44回(平成24年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準															
本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。															
① 選択式試験は、総得点 26 点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、厚生年金保険法は 2 点以上）である者															
② 択一式試験は、総得点 46 点以上かつ各科目 4 点以上															
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。															
(2) 配点															
① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計 40 点満点とする。															
② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目 10 点満点、合計 70 点満点とする。															

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	②	⑪	⑦	⑫	⑤	C	D	B	D	A	B	E	E	D	E